～～保育施設等の入所申込について～～

**Ａ**

**◎子どものための教育・保育給付認定申請及び入所申込時に必要な提出書類について**

**※申込の内容や状況により、提出するものが変わります。ご注意ください。**

**【Ａ】認可保育施設等の入所を希望している方**

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書（２号・３号用）
2. 保育が必要な理由を証明する書類（裏面参照）

**【Ｂ】市の利用調整の対象でない保育施設等に申込予定で認定のみ必要な方**

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書
2. 保育が必要な理由を証明する書類（裏面参照）

**◎【Ａ】子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書の記入について**

□「１.申請に係る子ども」欄には、入所を希望する子どもの氏名を、年齢は令和７年４月１日時点の年齢を記入してください。

□「２.申請区分」欄には、新規申請または転園申請、いずれかに☑をしてください。届出保育施設等から認可保育施設等へ入所を希望される場合は、転園申請ではなく新規申請に☑してください。

□「３.世帯の状況（世帯分離の親族を含む）」欄には、入所予定日時点における、入所を希望する子ども本人を除く、入所予定時点での子どもの両親および同一住所に居住する家族全員について記入してください。

・進学、死亡等（結婚、就職は除く）の理由により、現在は同一世帯にない入所を希望する子どもの兄姉を含め、３人以上の子がいる世帯で、そのうち第３子以降が保育所等に入所している場合、同一世帯にない兄姉の氏名も記入してください。

・保育所等・学校等の名称も必ず記入してください。

・保育所等に申込み中の子どもについては「○○保育所申込中」と記入してください。

□入所を希望する子どもが里親に養育されている場合は、「１.申請に係る子ども」の備考欄に「里親」と記入してください。

□児童扶養手当の認定を受けている場合は、「１.申請に係る子ども」の備考欄に「児童扶養手当認定」と記入してください。

□障がいの有無で「有」に○された方は備考欄に手帳の種類（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）や受給中の手当の種類（特別児童扶養手当、障害年金等）について記入してください。

　□「６.入所を希望する施設の名称」欄には、通える範囲内で最大５施設まで記入してください。転園希望に☑をされた方は、記入できる希望施設は最大４施設（現在入所中の保育施設含めて最大５施設）としてください。この欄に記入されたすべての保育所等に入所できない場合には、入所保留となります。

　□「７．利用期間・利用時間」欄には、家庭で保育をすることができないため保育所等での保育が必要な期間及び時間を記入してください。

　□「10.税等情報等の提供及び特定個人情報の利用に関する同意書」をお読みいただき、同意される場合は**必ず**自署又は記名捺印してください。同意されない場合は、別途手続きが必要になります。

　□「12.世帯及び子どもの状況」欄と「13.きょうだいの状況」欄は、利用調整（入所選考）の際に必要な項目になっていますので、「はい」又は「いいえ」のいずれかに〇を、必要に応じて詳細記入欄に詳細を記入してください。

**◎提出書類について**

**以下は、裏面の「◎子どものための教育・保育給付認定申請及び入所申込時に必要な提出書類について」で「【Ａ】認可保育施設等の入所を希望している方」に当てはまる場合に必要な書類です。「【Ｂ】市の利用調整の対象でない保育施設等に申込予定で教育・保育給付認定のみ必要な方」は、別紙 Ｂ をご確認のうえ、必要書類を提出ください。**

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書（２号・３号用）
2. 保護者(子どもと生計を同じにする父母等)それぞれの保育の必要性(下記の理由)を証明する書類

を提出してください。きょうだいで申込みをされる場合は、それぞれに提出してください。(写しでも可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 理　　　由 | 提　　　出　　　書　　　類 |
| □ | 就労（会社勤務、内職、自営業等）  ※内定含む | 就労（内定）証明書  ※コピーをなかよし学級の申請にご利用いただけます |
| □ | 妊娠中、出産 | 母子健康手帳の写し  （表紙と分娩予定日が分かる部分） |
| □ | 病気・障がい | 診断書、療育手帳、障害年金受給中の方は障害年金証書の写し（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を交付されている方については、提出書類は不要。） |
| □ | 親族の常時介護・看護 | 診断書、介護保険被保険者証など看護を受ける方の病気・障がいの状況が分かる書類及び介護・看護申立書 |
| □ | 災害復旧 | り災証明書 |
| □ | 求職活動中（起業準備を含む） | 求職活動申立書、起業準備中であることを確認できる書類（事業計画書の写し等） |
| □ | 就学・職業訓練 | 在学証明書及び就学申立書 |
| □ | 離婚調停中で別居しているため、配偶者の事由の証明書が提出できない場合 | 調停受付票の写し又は裁判所からの呼出状の写し |
| □ | ＤＶ又は虐待の申立をされる場合 | 申立書（相談機関・相談時期・担当者名を記入） |
| □ | 上記以外の理由で保育できない場合 | 理由を証明する書類 |

1. 保育施設等入所に係る健康状態確認票（入所申込書の11に☑有りとされた方）
2. 保育料の決定に必要な書類

保護者(子どもと生計を同じにする父母等)および入所児童を扶養する親族等について提出してください。

きょうだいで申込みをされる場合は、それぞれに提出してください。(写しでも可)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　目 | 提　　　出　　　書　　　類 |
| □ | 入所児童の父または母で、児童扶養手当の認定を受けていないひとり親の方 | ひとり親世帯申立書又は遺族年金証書の写し  （事実婚はひとり親世帯に該当しません。） |
| □ | 世帯員（世帯分離の親族含む）のうち、○療育手帳をお持ちの方  ○障害年金受給中の方 | ○療育手帳の写し  ○障害年金証書の写し |

提出先 　米子市こども支援課（ふれあいの里１階）

【お問い合わせ先】米子市こども支援課　電話23-5177